

愛媛県自殺予防対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 自殺予防に関して県内の各関係機関及び団体が効果的な連携を図るとともに、自殺予防対策事業を推進するために必要な事項を協議することを目的とするため、愛媛県自殺予防対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 連絡協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 自殺の実態把握
- (2) 自殺予防対策の検討
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 連絡協議会は、別紙に掲げる機関及び団体に構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、心と体の健康センター所長をもって充てる。

2 副会長は、健康増進課長をもって充て、会長が不在のときに代理を務める。

(会議)

第5条 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は、愛媛県心と体の健康センターに置き、連絡協議会の運営に関する庶務を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月13日から施行する。

別紙（第3条関係）

機 関 ・ 団 体 名	
関 係 機 関 ・ 団 体 (17)	国立大学法人愛媛大学医学部
	愛媛労働局
	松山市保健所
	愛媛県臨床心理士会
	社会福祉法人愛媛いのちの電話
	愛媛県民生児童委員協議会
	愛媛県商工会議所連合会
	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛産業保健総合支援センター
	公益社団法人愛媛労働基準協会
	一般社団法人愛媛県医師会
	愛媛県精神保健福祉協会
	愛媛県精神神経科診療所協会
	公益社団法人愛媛県看護協会
	一般社団法人愛媛県薬剤師会
	公益社団法人日本精神科病院協会愛媛県支部
	愛媛弁護士会
	NPO 法人松山自殺防止センター
県 関 係 機 関 (13)	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課
	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課
	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
	保健福祉部健康衛生局健康増進課
	経済労働部産業雇用局労政雇用課
	教育委員会事務局指導部義務教育課
	教育委員会事務局指導部高校教育課
	教育委員会事務局指導部人権教育課
	教育委員会事務局管理部保健体育課
	県立中央病院救命救急センター
	警察本部生活安全企画課
	中予保健所
	心と体の健康センター